

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う
洪水警報及び浸水害を対象とする大雨警報等の
発表基準の暫定的な運用について

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により甚大な被害を受けた地域を対象に、堤防や排水施設等の被害を考慮し、洪水警報・注意報及び浸水害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準を引き下げて運用します。

平成23年3月11日14時46分頃の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により甚大な被害を受けた茨城県の太平洋沿岸部の地域では、堤防や排水施設等が津波等の影響を受け、降雨による洪水害や浸水害が通常より発生しやすくなっていることが懸念されます。このため、当分の間、洪水警報・注意報と浸水害を対象とする大雨警報・注意報を通常の基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します（別紙参照）。

なお、施設等の状況や降雨の際の浸水等の発生状況を確認しながら、順次、暫定基準を変更していく予定です。

（参考）土砂災害を対象とする大雨警報・注意報については、すでに暫定基準により運用中です。

<本件に関する問い合わせ先>

水戸地方気象台 防災業務課（電話）029-224-1106

(別紙)

暫定基準と対象地域

対象とする二次細分 区域 (市町村)	対象とする 警報・注意報の種類	基準の要素	暫定基準の通常基 準に対する割合
北茨城市、高萩市、日 立市、東海村、ひたち なか市、大洗町、 鉾田市、鹿嶋市、神栖 市	洪水警報・注意報	雨量	6割
		流域雨量指数	7割
	浸水害を対象とする 大雨警報・注意報	雨量	6割